

我が国における最近のPFIの動向

■「経済財政運営と改革の基本方針」（平成27年6月30日閣議決定）（抜粋）

【PPP/PFIに関連する記述】

第3章 「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

4. 歳出改革等の考え方・アプローチ

[1] 公的サービスの産業化

（民間資金・民間ノウハウの活用）

- ・ 上下水道、公営住宅、空港などの社会資本や公共施設の整備・運営に関しては、公費負担の抑制につながる場合には、多様なPPP/PFI手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することにより、民間の資金・ノウハウの活用を大幅に拡大する。その導入の状況を踏まえつつ、適用範囲を拡大していく。
- ・ PPP/PFIと通常の公共施設整備・運営とのイコールフットィングを徹底するとともに、地方公共団体等に周知する。また、質の高いサービスを効率的に提供する優良事例を全国展開する。
- ・ 公的サービスの産業化に必要な官民のイコールフットィングを全ての公共サービスにおいて徹底する観点から、規制改革等を加速する。
- ・ 貧困・失業対策をはじめとする幅広い分野において、官民連携によるソーシャル・インパクト・ボンド等の活用を拡大する。

（公的ストックの有効活用）

- ・ 既存ストックの再活用や施設の集約化・広域連携等を踏まえ、国公有財産の最適利用や、国公有地の未利用地の売却・有効活用を推進するとともに、企業等による新たな事業の展開を促進する。

（オープンデータ化等を通じた新サービスの創造）

- ・ 各府省庁、自治体ごとに、行政サービスのコスト情報、施設・設備の保有状況・維持管理経費、IT投資などのデータを誰もが活用できる形で公開し、PPP/PFIなど民間の参画の拡大を促すとともに、公共データを活用した新たなサービスの創造を促進する。

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

[2] 社会資本整備等

（基本的な考え方）

社会資本や公共施設の整備や管理・運営については、経済再生と財政健全化の双方に資するよう、中長期的な見通しの下、マネジメントを含めた効率化を図りながら、計画的に推進する。

社会資本の整備については、既存施設やソフト施策の最大限の活用を図りつつ、国際競争力の強化、国土強靱化、防災・減災対策、コンパクト・プラス・ネットワーク、老朽化対策などの分野について、人口減少等の社会構造の変化を踏まえ、選択と集中の下、ストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組を進める。また、これらの重点分野については、優先度・時間軸を明確化し、国土形成計画、社会資本整備重

点計画等に反映する。

一方、公共施設の管理・運営については、人口減少・高齢化を反映して、生産性・効率性の高いまちづくりを目指し、生活密着型施設の統廃合やネットワーク化を進める等、必要な機能を維持しつつストック量を適正化していく。また、老朽化した施設・設備の適切な維持管理・更新によってその費用の増加をできる限り抑制するとともに、ファシリティマネジメントを通じ公共サービスの産業化を進める。

あわせて、コンセッションなど多様なPPP／PFI手法を活用し、コスト抑制を図りつつ、民間の資金やノウハウが活かされる新たなビジネス機会を拡大する。

(時間軸)

主要な改革については2018年度（平成30年度）までの集中改革期間中に集中的に取り組を進める。重点分野については、東京大会等を含めた中長期的な見通しの下、優先度・時間軸を明確化し、平成27年度中に策定される社会資本整備重点計画等に反映する。PPP／PFIについては、「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」に係るコンセッションの集中強化期間（平成28年度まで）の目標実現を目指すとともに、これを踏まえて平成34年度までに10～12兆円となっている同プラン全体の現行目標の更なる拡充を目指す。地方公共団体の公共施設等については、固定資産台帳の整備、地方公会計の導入を進め、平成28年度末までの公共施設等総合管理計画の策定に向けた取組を加速する。

(民間能力の活用等)

民間の資金・ノウハウを活用し、効率的なインフラ整備・運営やサービス向上、民間投資の喚起による経済成長を実現するため、「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の実行を加速する。このため、日本版「資本のリサイクル」として、コンセッションや公的不動産の利活用、公共施設の集約化や複合利用、公共施設集約に伴う余剰地の売却再投資などの公的ストックの有効活用、包括的民間委託や上下水道など複数分野の一体的な管理委託など、多様なPPP／PFI手法の積極的導入を進め、民間ビジネスの機会を拡大する。

PPP／PFIの飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、PPP／PFI手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である。具体的には、国や例えば人口20万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。その一環として、通常の公共施設整備・運営とのイコールフットイングの更なる確保等コンセッションをはじめとするPPP／PFIの円滑な導入に資する環境整備を進めるとともに、それらの地方公共団体等への周知を図る。また、会計・税務等の高度な専門家チームの派遣やPFI手続の一層の簡素化を行うなど、地方公共団体の案件形成促進に向けて事業フェーズに応じた切れ目ない支援を図る。さらに、PPP／PFI手法の開発・普及等を図る地域プラットフォームについて、全国的な体制整備を計画的に推進し、地域の産官学金による連携強化、優良事例の全国への普及、地方公共団体や民間の能力向上等を図る。PPP／PFIを活用して行う地方創生の深化について検討する。

第4章 平成28年度予算編成に向けた基本的考え方

2. 平成28年度予算編成の基本的考え方

平成28年度予算編成に当たっては、「経済・財政一体改革」を大きく進展させるため、各府省庁の予算に「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」をはじめとする第3章に掲げる計画の基本的考え方にとった歳出改革を反映する。

社会資本整備については、国際競争力の強化、国土強靱化、防災・減災対策、コンパクト・プラス・ネットワーク、老朽化対策などの分野について、人口減少などの社会構造の変化を踏まえ、選択と集中の下、ストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組を進める。また、公共施設について、生活密着型施設の統廃合等によりストック量の適正化を進めるとともに、コンセッションなど多様なPPP/PFI手法を活用し、コスト抑制を図りつつ、民間の資金やノウハウが活かされる新たなビジネス機会を拡大する。

■「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）（抜粋）

【PPP/PFIに関連する記述】

第一 総論

Ⅱ. 改訂戦略における鍵となる施策

2. ローカル・アベノミクスの推進

（4）自治体に求められる新たな役割

（官製市場の民間開放による新ビジネスの創出等）

地域の重要な活動主体は、何と云っても自治体である。これまで述べてきた中堅・中小企業・小規模事業者対策、サービス産業の生産性の向上、農林水産業、医療・介護、観光産業の基幹産業化、どれをとってみても、自治体の強いリーダーシップが期待されている。

また、これに加えて、今後、地方自治体には、地場企業に対してビジネスチャンスを生み出す起点としての役割も期待される。公共施設等の民間開放を進めることによる、民間の創意工夫を活かしたサービスの創出である。こうしたいわゆるPPP/PFIは、ビジネスチャンスの創出、民間の創意工夫を活かした住民へのサービス向上、効率化による公的負担の軽減の一体的な実現を可能とするものであり、「一石三鳥」である。

人口減少社会への突入により地方の公共施設の利用者は今後ますます先細り、地方税財源の厳しさとも相まって、地方公共施設の利活用促進は、地方経済にとって「待ったなし」の課題となっていることを強く認識しなければならない。PPP/PFIの全国的な取組を加速するため、改めて重点的に取組を進めるべき施設と、それに関する数値目標を定めるとともに、民間事業者等からの規制緩和要望等に国として迅速に対応

していく。

< 鍵となる施策 >

PPP/PFIの推進

IV. 改訂戦略の主要施策例

2. ローカル・アベノミクスの推進

(4) 自治体に求められる新たな役割

(官製市場の民間開放による新ビジネスの創出等)

○PPP/PFIの推進

- ・ PPP/PFI全体のより一層の推進のため、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン（平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定）」に掲げられた事業規模の目標（10年間で12兆円規模）の見直しと、目標達成のための具体策について検討し、年度内をめどに結論を得る。
- ・ 公共施設等運営権方式の推進を強化するため、特区を活用するなど、運営権者の提案等に係る規制緩和等を推進する。

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

5. 立地競争力の更なる強化

5-1. 「国家戦略特区」の実現/公共施設等運営権等の民間開放（PPP/PFIの活用拡大）、 空港・港湾など産業インフラの整備/都市の競争力の向上

(1) KPIの主な進捗状況

《KPI》「今後10年間（2013年～2022年）でPPP/PFIの事業規模を12兆円に拡大する（2012年度まで4.2兆円（2014年3月時点の数値））。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、2022年までの10年間で2～3兆円としている目標を2016年度末までの集中強化期間に前倒しする。」

⇒2013年度のPPP/PFIの事業規模は、2,289億円（2015年5月時点の数値）

※公共施設等運営権方式を活用したPFI事業となる仙台空港については、昨年6月に事業者の公募に関する手続を開始。関西国際空港及び大阪国際空港については、昨年11月に事業者の公募に関する手続を開始。今後、それぞれの空港において今年度末までに事業開始予定。

(2) 施策の主な進捗状況

(PPP/PFIの活用に向けた集中強化期間における取組)

- ・ 仙台空港については、昨年4月に「仙台空港特定運営事業等実施方針」を公表するとともに、募集要項等を同年6月に公表し、事業者の公募に関する手続を開始した。また、関西国際空港及び大阪国際空港について、同年7月に「関西国際空港及び大

阪国際空港特定空港運営事業等実施方針」を公表するとともに、募集要項等を同年11月に配布し、事業者の公募に関する手続を開始するなど、仙台空港並びに関西国際空港及び大阪国際空港における取組が先行して進められているところ。

- ・ 公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な実施を図るため、専門的ノウハウ等を有する公務員を退職派遣させる制度を創設する等の措置を講ずるためのPFI法改正法案を本年3月に国会に提出した。
- ・ 公共施設等運営事業における更新投資等に係る税務上の整理について、昨年11月に大阪市が公表した実施方針（案）を前提に、繰延資産として取り扱われる等運営権者における処理を明らかにした。
- ・ 昨年6月に公共施設等運営権制度における指定管理者制度や公営企業の取扱い等に関する通知を総務省から発出した。同年8月に民活空港運営法に基づく地方管理空港特定運営事業の実施に係る指定管理者制度の取扱いについて通知を国土交通省から発出した。
- ・ 民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする構造改革特別区域法改正案を本年4月に国会に提出した。
- ・ 地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について、空港、上水道、下水道分野等において、人的・財政的支援を実施するとともに、本年度より、地方公共団体が国庫補助を受けて実施する公共施設等運営権方式の導入に向けた調査等の準備事業に係る地方負担について、特別交付税措置を講じることとした。
- ・ 固定資産台帳の整備を前提とした統一的な基準による財務書類等を原則として3年間で全ての地方公共団体において作成するよう要請（本年1月に総務大臣通知）した。あわせて、マニュアルの公表、特別交付税措置等により整備を促進しているところ。
- ・ 公営企業会計が適用されていない下水道事業及び簡易水道事業を中心に5年間でその適用を行うよう地方公共団体に要請（本年1月に総務大臣通知）した。あわせて、マニュアル等の公表、地方財政措置等により整備を促進しているところ。
- ・ 公共施設等総合管理計画の策定を促進するために、説明会等の実施、特別交付税措置等により、地方公共団体に支援をしているところ。
- ・ 内閣府において、公共施設等運営事業等の推進のための体制強化を行った。

（3）新たに講ずべき具体的施策

iii) PPP/PFIの活用

公共施設等運営権方式については、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらすものであることから、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプ

ランに係る集中強化期間の取組方針について」(平成26年6月16日民間資金等活用事業推進会議決定)に掲げられた数値目標の達成に向けた取組を強化する必要がある。

また、PPP/PFIを推進することは、産業競争力の強化のみならず財政健全化を図る上でも極めて重要な施策であり、公共施設等運営権方式を含めPPP/PFI全体について取組を強化する必要がある。

こうした観点から、以下の取組を行う。

① 公共施設等運営権方式の推進強化のためのインセンティブ付与

- ・匿名組合等を用いるスキームについて、匿名組合等の成立・継続に必要な一般的な要件の整理を行い、その内容を関係する施設管理者等に周知するなど、導管性の安定的な確保に向けた事業環境を整備する。
- ・公共施設等運営権方式に取り組む際に、事業スキームによっては、地方公共団体自ら行う場合に比べて部分的に負担が重くなる場合があることから、このような地方公共団体に対し国による支援措置を検討する。
- ・運営権対価の一括払いを阻害する要因を解決するため、地方公共団体の具体的な事業スキームを踏まえ、幅広い観点から具体策を検討し、半年を目途に結論を得る。
- ・地方公共団体が重点分野で行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について、支援の枠組みが整っていない分野での国・地方による支援の在り方を検討する。
- ・水道分野において、既存の事業とイコールフットィングを図るため、既存の制度を公共施設等運営権方式へ適用する仕組みを検討する。
- ・公共施設等運営権方式を実施する国管理空港においては、国に運営権対価が生じることとも考慮した施設整備を行う。
- ・運営権対象施設の柔軟な事業計画及び周辺地域も含めた整備構想を実現するため、特区を活用するなど、運営権者の提案に係る規制緩和や整備構想に係る規制緩和を推進する。
- ・水道事業においては、公共施設等運営権方式を推進する観点からも、事業の効率性を高める必要があることから、水道事業の広域化を含む基盤強化を更に推進するための施策を検討する。

② 公共施設等運営権を含むPPP/PFI全体の取組強化

- ・PPP/PFI全体についてより一層の推進を図るため、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」に掲げられた事業規模の目標の見直しと、目標達成のための具体策について検討し、本年度内を目途に結論を得る。
- ・文教施設や公営住宅等の利用料金の存在する公共建築物については、公共施設等運営権方式の実現可能性について半年を目途に検討を進めるとともに、付帯事業

の併設・活用および公的不動産の活用なども含めた枠組みの中で、重点分野として位置付ける施設の決定と数値目標の設定について本年度内を目途に結論を得る。

- ・地方公共団体や運営権者からの要望を受けて関係省庁等と調整を行う窓口について、内閣府において一元化を図る。

■「まち・ひと・しごと 創生基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）

（抜粋）【PPP/PFIに関連する記述】

Ⅱ．地方創生の基本方針－地方創生の深化－

2. 「地方創生の深化」を目指す－ローカル・アベノミクスの実現－

③「民の知見」を引き出す（民間の創意工夫・国家戦略特区の最大活用）

人口減少が進む中で、民間の創意工夫を最大限活用し、「民の知見」を引き出すことが重要である。このため、民間の資金・技術や経営ノウハウを活用するPPP/PFI手法を通じ公共施設のマネジメントを最適化・集約することや、地域の企業における少子化克服に向けた働き方改革を推進すること等が考えられる。

また、民間資金や知見を活用する手法の一つとして、社会的インパクト投資（SIB）が英国で始まり世界に広がりつつある。我が国においても、パイロット事業を検証しながら、こうしたものを含めた社会的課題の解決手法の活用に向けて、課題の整理等の検討を進めていくことが考えられる。

「民の知見」を引き出す観点からも、「国家戦略特区」の活用を推進することが重要である。今般、規制改革により地方創生を実現しようとする熱意のある地方公共団体について、国家戦略特区の2次指定として「地方創生特区」に選定したところであり、地方創生特区第二弾の指定についても、本年内できるだけ速やかに実現する。また、特区制度による地方創生への効果等を検証し、特区の規制改革メニューが多くの地方公共団体等でより有効に活用できるよう、全国への横展開につなげていく。